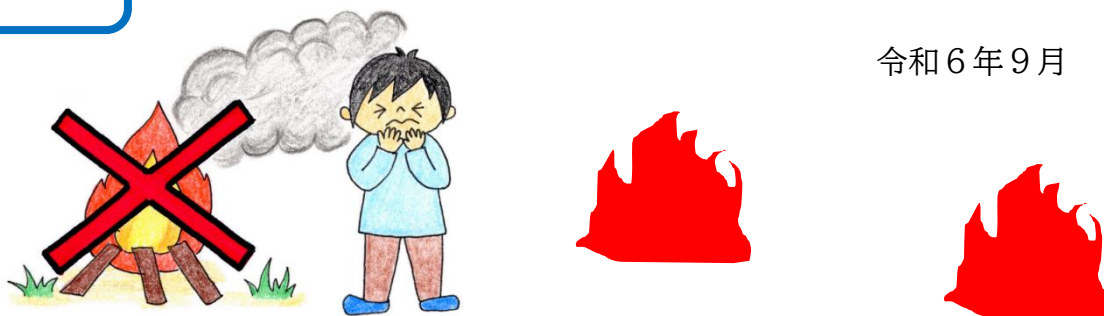




野外焼却は 禁止されています！

野焼き・畦焼きなどによる火災が発生しています。

火が建物や山林まで拡大すると、周囲に甚大な被害が及ぶだけでなく、人名にも危険が及びます。

火災のほとんどが、人の不注意によって起きています。火の取り扱いに注意し、火災を未然に防止しましょう。

プラスチックやゴミなどの廃棄物を野外で焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法）」の第16条の2により**原則禁止**されています。

違反者には「5年以下の懲役、1,000万円以下（法人の場合3億円以下）の罰金又はその両方」が課せられます。（廃棄物処理法第25条第15号）

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却の例

他の法令に基づく焼却



森林病虫害が付着した材木の焼却など

☆国や地方公共団体が施設管理のために行う焼却



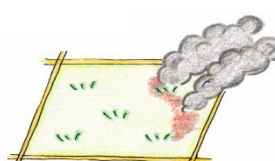
河川管理を行うために伐採した草木の焼却など

☆伝統行事や宗教上の行事で行う焼却



三九郎、塔婆供養など

☆農業、林業、漁業等に伴うやむを得ない焼却



畦焼き、もみ殻、伐採した枝の焼却など

これらのものであっても周辺の生活環境に影響を与えないようにすることが必要です。
近隣からの苦情などにより例外から除外される場合がありますので、木や葉などをよく乾燥させる、焼却を短時間で終わらせる、風向きに気を付けるなど配慮をしてください。

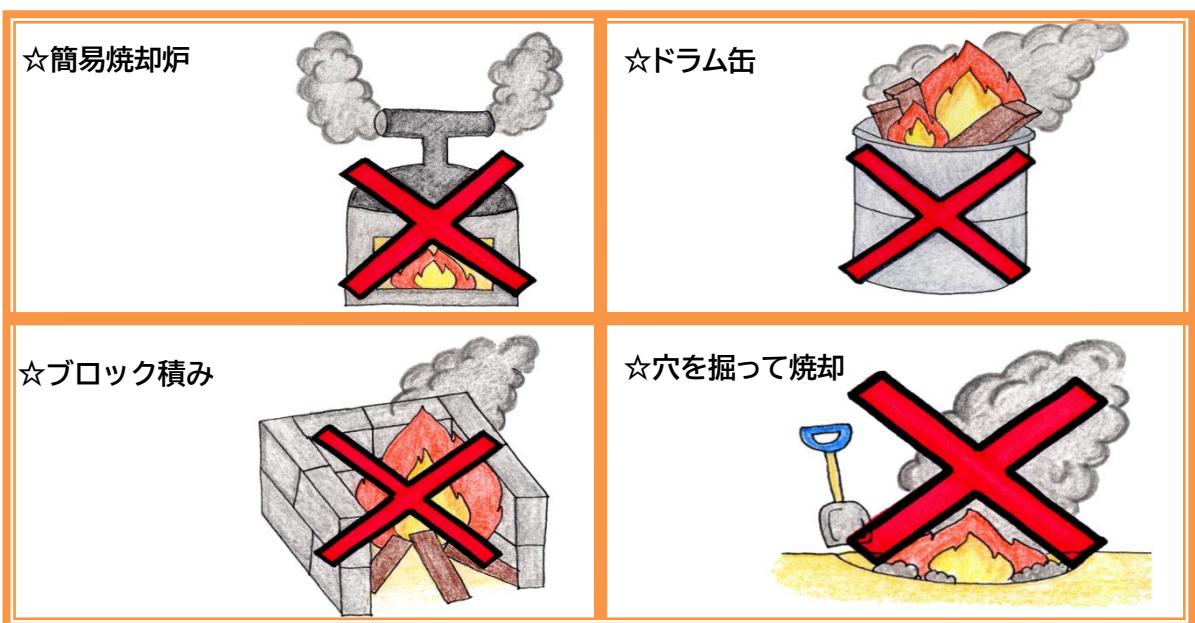
落ち葉・せん定木・刈草も焼却はできません！

正しい出し方は…

- 落ち葉・せん定木用指定袋（緑文字）、可燃ごみ用指定袋（赤文字）のどちらかで可燃ごみとして出してください。
 - ※ 大きさなど、出し方に決まりがありますので、各家庭に配布している「ごみ・資源物の分け方・出し方」を参照してください。
- ステーション回収以外に、松本クリーンセンターに直接搬入（有料：10kg当たり150円）することもできますが、本市では松本クリーンセンターの焼却量削減と資源化を進める為せん定木等、落ち葉、刈草は下記のリサイクル事業者への搬入（有料：10kg当たり147円）を推進しています。（落ち葉、刈草は①のみ搬入可）
 - ①清水口建設(株)リサイクルセンター（電話0263-40-4400）
 - ②(株)あずさ環境保全波田工場（電話 0263-92-3225）

簡易焼却炉などを使用した焼却も禁止されています。

平成13年3月26日に「廃棄物処理法施行規則」の一部が改正され、焼却炉についての基準が定められました。この基準を満たさない焼却炉は、平成14年12月1日から一切使用できません。



問い合わせ

野外焼却については、松本市環境エネルギー部環境保全課（直通 0263-34-3267）
ごみについては、松本市環境エネルギー部環境業務課（直通 0263-47-1096）